

○経済産業省告示第二百五十二号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第四条第二項の規定に基づき、令和三年一月一日から同年十二月三十一日までの規制年度におけるオゾン層を破壊する物質に関するモニタリング議定書附属書FのグループⅠ及びグループⅡに属する物質の製造数量に係る同項の経済産業大臣の告示する期間を次のように定める。

令和二年十一月三十日

経済産業大臣 梶山 弘志

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第四条第二項の経済産業大臣が定める期間は、令和二年十二月四日から同年十二月十一日とする。ただし、当該規制年度の状況等により、随時製造数量の許可を行うことが必要な場合にあつては、この限りではない。